

令和7年度沼津市市民環境活動費補助金募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、沼津市において市民の皆さんが取り組む環境保全活動や環境学習会開催など、環境に関する活動を支援することにより、市民・事業者・市が一体となって環境にやさしいまちづくりを進め、環境を大切に作る人づくりを目指すことを目的としています。

2 対象者

沼津市内に活動拠点又は連絡先があり、市内で活動する3人以上の非営利団体です。

(任意の市民団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人、自治会等)

【資格】

次の全ての要件を満たす団体（法人格の有無は問いません。）が申請できます。

- ・沼津市内に活動拠点又は連絡先があり、市内で活動する団体であること。
- ・3人以上で構成され、かつ構成員の3人以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- ・公益の増進に寄与することを目的として非営利活動に取り組む団体であること。
- ・宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ・沼津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと。

3 対象となる活動

補助金の交付の対象となる活動は、上記対象者が市内において実施する営利を目的としない自主的な活動であって、令和8年2月27日(金)までに実績報告できる活動のうち、下記のいずれかに該当する活動

- (1) 脱炭素社会の実現に寄与する活動
- (2) 循環型社会の実現に寄与する活動
- (3) 自然共生社会の実現に寄与する活動
- (4) 上記3つにかかげる社会を構築するために実施する環境教育活動

※応募は活動単位とし、複数の応募は可能です。但し、同一団体に対する補助金の交付は一会計年度当たり2件までです。

※複数年度にわたり実施される同一活動に対する補助金の交付は3回が上限となります。

(沼津市市民エコプロジェクト支援補助金の回数を引き継ぎます。)

※これまで沼津市市民エコプロジェクト支援補助金交付の対象となった活動については、別添の「令和7年度沼津市市民環境活動費補助金Q&A」または、市ホームページをご覧ください。

アドレス <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/kankyo/torikumi/ecopro/index.htm>

4 補助内容

10万円を上限として活動費の全部又は一部を補助します。また、市ホームページ等での活動紹介や活動に係る助言などを行います。

【補助金の額等】

補助対象経費（下表）に当該区分ごとの補助率を乗じた額（1円未満の端数は切捨て）とし、10万円を限度とします。

※本補助金における令和7年度予算額は30万円です。内容を審査した結果、減額決定となる場合があります。また、予算の範囲内で受付、交付決定します。

区分	費目	補助率
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼等	10/10
旅費	交通費	10/10
消耗品費	文具費、日用品費、材料費等	10/10
印刷製本費	チラシ、広報、資料等の印刷費及びコピー代等	10/10
通信運搬費	郵便、宅配便等の運搬用費用	10/10
使用料及び賃借料	会場使用料、器材使用料等	10/10
保険料	ボランティア保険等	10/10
備品購入費	事務機器、運搬具、工具等（税込み取得価格が1万円以上でかつ1年以上の耐用年数であるもの）	1/2
その他経費	その他市長が必要と認める経費	10/10又は1/2

※施設整備や団体構成員の飲食費、人件費等、団体の維持、運営に要する経費は対象となりません。

5 受付期間

令和7年5月1日（木）～令和7年9月30日（火）（必着）まで

※ただし、令和7年度の予算30万円が終了したら、受付終了となります。

6 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて沼津市役所7階 環境政策課（ゼロカーボン推進室）に提出してください。

(1) 提出書類

- ア 沼津市市民環境活動費補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 活動計画書（第2号様式）
- ウ 収支予算書（第3号様式）
- エ 活動者名簿兼誓約書（第4号様式）
- オ 団体の定款、規約、会則等

(2) 受付時間

土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

※ただし、予算終了に伴い、最終日以前に受付終了となる場合があります。

(3) その他

- ・活動ごとに申請してください。同一団体で複数の申請も可とします。但し、同一団体に対する補助金の交付は一会計年度当たり2件までです。
- ・複数年度にわたり実施される同一活動に対する補助金の交付は3回を上限とします。（沼津市市民エコプロジェクト支援補助金の回数を引き継ぎます。）
- ・活動に対し沼津市における他の補助金支給を受けている場合には、本補助金交付の対象外となります。

7 審査

(1) 意見の聴取

目的、内容等について、必要に応じて聴き取りを行い、補助金の「交付／不交付」の審査をします。

(2) 通知

補助金の「交付／不交付の決定」については、下記により通知いたします。

（申請日から決定まで、概ね2週間程度要します。）

- ・交付の場合…沼津市市民環境活動費補助金交付決定通知書（第5号様式）
- ・不交付の場合…沼津市市民環境活動費補助金交付申請却下通知書（第6号様式）

8 補助金の交付

交付決定を受けた活動に対し、次の書類を事務局に提出いただくことにより、補助金を交付します。

補助金は、円滑な活動執行を図るため、概算払いの方法により事前に交付します。

概算払いした補助金については、活動完了後に実績に応じた精算を行います。

【提出書類】

沼津市市民環境活動費補助金支払請求書（第7号様式）

※補助金交付決定通知を受けたら速やかに提出してください。

9 活動内容の変更

原則として補助金の交付決定を受けた活動の変更（経費区分の変更も含む）については認めませんが、やむをえない事由により活動を変更又は中止することとなった場合には、沼津市市民環境活動費変更（中止）申請書（第8号様式）を市に提出し、承認を得てください。

（変更、中止の承認については沼津市市民環境活動費変更（中止）承認通知書（第9号様式）により通知します。）

※変更に伴う補助金申請額の増額は認めません。計画の変更・中止により交付決定された額より補助すべき額が減額となる場合、既に交付した補助金を一部返還していただきます。

10 実績報告

補助金の交付を受けた団体は、活動が完了し次第速やかに、次の書類を提出してください。（最終提出期限は令和8年2月27日（金））

市は交付決定を受けた活動内容が実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沼津市市民環境活動費補助金交付確定通知書（第12号様式）によりお知らせします。

審査結果によっては、余剰額等を市に返還していただきます。（精算）

【提出書類】

- ア 沼津市市民活動費実績報告書（第10号様式）
- イ 収支決算書（第11号様式）
- ウ 領収書の写し（交付決定額に対する支出相当分以上の提出をお願いします）
- エ 活動実績の内容を示す写真及び資料

11 その他

- ・本補助金の交付は、「沼津市市民環境活動費支援補助金交付要綱（平成27年3月31日沼津市告示第63号）」に基づくものとします。
- ・その他「令和7年度沼津市市民環境活動費補助金Q&A」をご確認ください。

12 申請・問い合わせ先

〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所7階
生活環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室

TEL 055-934-4741 FAX 055-934-3045 Email kankyo@city.numazu.lg.jp